

第4次犯罪被害者等基本計画の見直しにおける論点に関する これまでの会議における御議論や国民からの要望・意見の整理



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

本日御議論いただく第4次犯罪被害者等基本計画の見直しにおける論点

1 基本計画の構成及び検証・評価の方法

○ 基本計画の構成の見直し・施策の整理

○ 取組状況を把握するための指標の設定

2 加害者による損害賠償責任の履行促進及び損害賠償請求等の負担軽減

○ 加害者からの損害賠償の履行促進

- ・ 作業報奨金、自己契約作業による報酬の活用促進
- ・ 矯正施設収容中の加害者による損害賠償の履行に向けた指導
 - － 被害者の視点を取り入れた教育（特別改善指導）の効果検証
 - － 矯正施設における被害者等の心情等の聴取・伝達制度の運用状況 等
- ・ 保護観察中の加害者による損害賠償の履行に向けた指導
 - － 改正更生保護法の施行状況 等
- ・ 加害者が自ら損害賠償を履行するに当たっての実際上の課題への対応

○ 損害賠償の履行確保に向けた制度の見直しや各種負担の軽減

- ・ 損害賠償命令制度及び刑事和解制度の活用状況
- ・ 時効の更新に関する負担軽減
- ・ 第三者からの情報取得手続（改正民事執行法）の活用状況
- ・ 先取特権の付与や執行手続の負担軽減（ワンストップ化）
- ・ その他負担の軽減（印紙代等）

○ 犯罪被害者等の損害回復にも配慮した犯罪被害給付制度における債権管理の在り方

3 犯罪被害者等に対する総合的な支援の充実・強化

○ 犯罪被害者等支援における国・地方公共団体・民間団体の役割分担

○ 犯罪被害者等に対する支援内容の充実

- ・ コーディネーターを中心とした地方（支援の現場）における途切れない支援の実現
- ・ 犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの充実及び一般的に利用できる社会福祉等制度の確実な活用
- ・ 被害者支援センターをはじめとする民間団体の役割、組織運営・支援の現状の評価及び支援の充実
- ・ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等の関係機関との連携体制の充実
- ・ 犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度の導入促進
- ・ 各種制度・サービスに関する情報に対する犯罪被害者等からのアクセシビリティの向上
- ・ 被害時期に応じた適切な支援の提供（特に、殺人事件遺族をはじめとする犯罪被害者等が受ける中長期的な影響（心理面など）とこれらへの対応）
- ・ 犯罪被害者等に対する支援のための財源の確保

○ 犯罪被害者等に接する者に対する研修の充実

- ・ 養成段階、実務段階等の各段階に応じた、犯罪被害者等に接する者（自治体、捜査機関、学校、医療機関、法テラス、民間団体、報道関係者等）に対する犯罪被害者等が置かれた状況に関する理解増進、トラウマインフォームドケア教育等の充実

○ インターネット上の誹謗中傷による二次的被害への対策

4 刑事手続等における被害者参加の確保等

○ 公判前整理手続への被害者参加

○ 被害者参加制度対象事件の拡大

○ 医療観察制度における被害者支援の拡充

- ・ 医療観察審判への被害者参加
- ・ 医療観察制度の対象者である加害者に対する被害者の心情等伝達
- ・ 医療観察制度の対象者である加害者に関する情報の被害者への提供

論点1 基本計画の構成及び検証・評価の方法

- 基本計画の構成の見直し・施策の整理
- 取組状況を把握するための指標の設定

■ **議論の観点** ※効率的に議論を行っていただくために事務局で記載したものであり、議論に制約を設けるものではありません。

- 施策の進捗を生みやすくし、また、犯罪被害者等をはじめとした国民にとって政府の犯罪被害者等施策の全体像や目指すべき方向性を分かりやすく示すために、構成上どのような工夫ができるか。
- 指標を設定する上で、どのような点に留意すべきか。各重点課題ごとに、どのような指標・目標を設定すべきか。

■ 前回までの会議における主な御意見

- 施策の進捗状況を評価するに当たって、可能な限り定量的な評価に努めるべきである。
- 評価に当たっては、目標値の設定を検討すべきだが、目標値の設定ができないものもある。また、アウトカム指標の設定が難しい場合でも、アウトプット指標の設定は可能ではないか。
※アウトプット：政策の具体的な活動をどれだけ実施するか／したかについての目標・実績（例：研修の参加者数）
アウトカム：アウトプットを通じて望まれる事業（施策）の対象者の変化（例：研修参加者の能力向上（資格の保有者数））

■ 本論点に関連する国民からの要望・意見

要望番号	要望事項	関連する現行施策	現時点での事務局の考え方
12	基本計画に掲載された具体的施策は「再掲」が多くわかりづらい。新たな基本計画の策定に当たっては、その構成（章立ての工夫、「〇〇省においては」などを避けるなど）がわかりやすく読みやすい計画にしていきたい。	重点課題	御要望の趣旨を踏まえて、新たな基本計画の策定に取り組んでまいります。
13	第4次計画の施策は280近くもあるが、そのうち、要件さえ満たせば犯罪被害者等でなくとも利用できる制度に関する施策も多くある。それらについては、犯罪被害者も利用できることが周知されれば目的が達成されたといえるため、次期計画にあっては、施策から落としてはどうか。施策の数が多すぎることにより見直しが不十分となったり、本当に重要な施策が新たに盛り込まれなくなってしまったりは本末転倒である。また、施策ごとに必要性や緊急性は異なるはずであるので、優先順位を付してはどうか。	重点課題	御要望の趣旨を踏まえて、新たな基本計画の策定に取り組んでまいります。
18	基本計画に盛り込まれた具体的施策について、毎年度、各府省庁に実施状況の報告を求め、検証・評価を行った上で、不十分な取組があれば、指導・改善を求める必要がある。また、定量的評価については、できないことが合理的に示されない限り、全面的に実施されるべきである。	推進体制 (6)(7)	犯罪被害者等施策の推進状況については、犯罪被害者等施策に関する関係府省庁連絡会議において、きめ細やかな点検・検証・評価を実施することとしております。また、各施策の具体的な評価方法については、本要望の趣旨にも配慮して検討してまいります。

論点2 加害者による損害賠償責任の履行促進及び損害賠償請求等の負担軽減

- 加害者からの損害賠償の履行促進
 - ・ 作業報奨金、自己契約作業による報酬の活用促進
 - ・ 矯正施設収容中の加害者による損害賠償の履行に向けた指導
 - － 被害者の視点を取り入れた教育（特別改善指導）の効果検証、矯正施設における被害者等の心情等の聴取・伝達制度の運用状況等
 - ・ 保護観察中の加害者による損害賠償の履行に向けた指導
 - － 改正更生保護法の施行状況等
 - ・ 加害者が自ら損害賠償を履行するに当たっての実際上の課題への対応

■ **議論の観点** ※効率的に議論を行っていただくために事務局で記載したものであり、議論に制約を設けるものではありません。

- 矯正施設収容中の加害者に対して、損害賠償の履行を促すためにどのような施策を講じるべきか。
(現在の施策の対象や頻度は適切か、施策の効果（具体的行動に結びついたか）を検証し改善するプロセスが必要ではないか、新たな制度や施策を考える余地はないか、など)
- 矯正施設における心情等の聴取・伝達制度について、運用の改善のためにどのような施策を講じるべきか。
(矯正施設の職員の対応能力の向上や代理受傷対策、犯罪被害者等への二次的被害への対策など)
- 保護観察中の加害者に対して、損害賠償の履行を促すためにどのような施策を講じるべきか。
(現在の施策の対象や頻度等は適切か、施策の効果（具体的行動に結びついたか）を検証し改善するプロセスが必要ではないか、新たな制度や施策を考える余地はないか、など)
- 矯正施設の職員や保護司などの加害者処遇に携わる人々に対して、処遇過程における犯罪被害者等に対する謝罪や賠償の意義などをどのように指導していくべきか。
- 加害者に賠償意思がある場合でも連絡先が分からないなどの理由により賠償がなされないなどといった意見があったが、実際上の課題としてどのようなものがあるか。また、課題に対してどのような方策が考えられるか。

■ 前回までの会議における主な御意見

- 加害者の逃げ得を許してはならず、どのように損害賠償を支払わせるのか検討する必要がある。謝罪や賠償につなげるための指導が必要である。
- 矯正施設収容中あるいは保護観察中の加害者からの賠償状況について実態把握の上で、各種指導等が賠償等の具体的行動についての効果を生んでいるのか検証し、指導の在り方を見直す必要があるのではないかと。より積極的に賠償に向けた指導をするべきではないか。
- 矯正施設収容中の賠償の促進のために、自己契約作業を推奨することや作業報奨金を控除する仕組みを考えるべきではないか。
- 矯正施設における心情等聴取・伝達制度は、これまで被害者と接してこなかった職員が被害者に接するものである。二次的被害を生じないために、対応する職員の準備が十分であるかということについて、運用状況を踏まえた検討が必要である。
- 犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇に関する制度改正等が行われ、仕組みが整ってきているが、実際に処遇に携わる保護司が自らの仕事としてきちんと認識して取り組むことが重要ではないか。

本論点に関連する令和6年7月の第44回会議に際していただいた有識者からの御意見と国民からの要望・意見

【総論的な事柄】

○ 有識者からの御意見

番号	御意見の内容		関連する 現行施策	関係府省庁	令和7年1月時点での関係府省庁の考え方
14	太田 構成員	刑事施設に収容されている受刑者や保護観察を受けている保護観察対象者で、被害者に対し損害賠償債務を負っているにもかかわらず、作業報奨金や領置金、自己契約作業報酬や、保護観察中の就労で得た収入から被害者に損害賠償を分割で支払いをしている受刑者は、依然として極めて限られています。損害賠償債務を有する受刑者や保護観察対象者が全て損害賠償債務を履行に向けて（分割で）支払いを行うよう刑事施設や保護観察所が積極的に指導すべきである。	154 162	法務省	（受刑者について） 特別改善指導（被害者の視点を取り入れた教育）においては、作業報奨金の送金も含めた、被害者等に対する被害弁償に向けた具体的な行動を考えさせるよう指導等しており、被害弁償等の具体化を含めた当該指導の効果検証を実施し、引き続き、当該指導の充実に努めてまいりたい。 （保護観察対象者について） 被害弁償等に向けた指導が必要な保護観察対象者については、生活行動指針に被害弁償等に関する事項を設定するほか、事案に応じ、具体的なしょく罪計画を作成させることなどを内容とするしょく罪指導プログラムを実施するなどして指導している。 保護観察開始前から賠償が実施されている場合や、賠償額が確定していない場合があることなどから、賠償の実施件数等は、必ずしも保護観察における指導の状況を把握するための指標とはならないと考えているが、ご指摘を踏まえ、どのような賠償の実施状況の把握が可能であるか検討してまいりたい。

○ 国民からの要望・意見

要望 番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	令和7年1月時点での関係府省庁の考え方
19	「犯罪等により生じた損害について、第一義的責任を負うのは加害者であるが、犯罪被害者等からは、加害者の損害賠償責任が果たされず、十分な賠償を受けることができないことに対する不満の声が寄せられている。」ことにし、具体的な対策を講じてほしい。		◎警察庁 法務省	特別改善指導「被害者の視点を取り入れた教育」では、在所期間を通して、被害者及びその遺族等に対する被害弁償の責任を自覚させ、その具体的な方法について考えるよう指導しています。 保護観察所においては、被害者を死亡させ若しくはその身体に重大な傷害を負わせた事件又は被害者に重大な財産的損失を与えた事件による保護観察対象者に対し、犯した罪の大きさを認識させ、再び罪を犯さない決意を固めさせるとともに、被害者等の意向に配慮しながら誠実に対応するよう促すことを目的とした「しょく罪指導プログラム」を実施しています。 また、面接等により、被害弁償の履行状況等を疎明資料等によって把握し、被害者等の被害の回復又は軽減に誠実に努めるよう指導しています。 引き続き、自発的な謝罪や被害弁償がなされるよう、指導の充実に努めてまいります。 その上で、加害者の損害賠償責任をいかにして履行させるかということを含め、犯罪被害者等の損害を回復し、犯罪被害者等を経済的に支援するための取組を行うことは重要であると認識しており、引き続き具体的施策を講じるとともに、犯罪被害者等施策に関係する府省庁が連携し、政府全体として検討してまいります。
49	被害者が様々な負担をして債務名義を得ても何の実効性もなく、加害者に逃げ得を許している状態にあることから、いわゆる「立替払制度」や新たな補償制度の導入を検討してほしい。		◎警察庁 法務省	いわゆる立替払制度については、これまでも制度の創設を求める声があり、有識者検討会においても議論がなされましたが、制度趣旨の考え方、国の有する責任と加害者の責任との関係等の様々な課題が指摘されているところです。 しかしながら、犯罪被害者等が犯罪被害に起因する様々な影響を受け、経済的にも様々な困難に直面しており、また、加害者からの損害賠償を十分に受けることができない現状にあることから、加害者の損害賠償責任をいかにして履行させるかということを含め、犯罪被害者等の損害を回復し、犯罪被害者等を経済的に支援するための取組について、引き続き具体的施策を講じるとともに、犯罪被害者等施策に関係する府省庁が連携し、政府全体として検討してまいります。 なお、犯罪被害者等施策の各種支援の充実・強化やその財源については、第4次犯罪被害者等基本計画の見直しにおける論点の1つとして、御要望も踏まえて、専門委員会会議において御議論いただくのが適当ではないかと考えています。

【作業報奨金、自己契約作業による報酬の活用促進】

○ 有識者からの御意見

番号	御意見の内容		関連する 現行施策	関係府省庁	令和7年1月時点での関係府省庁の考え方
10	正木 構成員	作業報奨金の損害賠償充当額がここ数年変化がない状況である。	9	法務省	特別改善指導（被害者の視点を取り入れた教育）においては、作業報奨金の送金も含めた、被害者等に対する被害弁償に向けた具体的な行動を考えさせるよう指導等しており、被害弁償等の具体化を含めた当該指導の効果検証を実施し、引き続き、当該指導の充実に努めてまいりたい。
15	太田 構成員	刑事施設に収容されている受刑者は、作業により作業報奨金を得ても、受刑者本人が申し出ない限り、報奨金の釈放前に支給を受けて被害者に送金することはできません。かといって、報奨金に対しては、釈放前においても、釈放の際にも、強制執行によりこれを差し押さえることもできません。そこで、損害賠償債務のある受刑者については、作業報奨金から、定期的に一定の額を控除して、被害者に送金する制度を法律改正により導入すべきだと考えます。	154	法務省	受刑者については、作業報奨金の使用目的が被害者等に対する損害賠償への充当である場合等には、刑事収容施設法に基づき、釈放前であってもこれを支給することができることとされている。 御指摘の分割での支払いを含め、民事上の対応を受刑者に強制することはできないものの、特別改善指導（被害者の視点を取り入れた教育）等を通じて、被害者等の被害の回復又は軽減に努めるよう教育的働き掛けを行い、被害弁償等の具体化を含めた当該指導の効果検証を実施することで当該指導を充実させ、自発的な被害回復等がなされるように努めてまいりたい。
16	太田 構成員	被害者に対し損害賠償債務を負っている受刑者については、拘禁刑の施行を見据えて、一般の刑務作業の時間を大幅に短縮し、自己契約作業に従事することができる体制を整備すべきであると考えます。刑事施設側は、自己契約作業に参加する企業を見つけるなどの援助を行うとか、生産作業のうちの提供作業を発注している企業に対しては、被害者に対し損害賠償債務を負っている受刑者について作業の一部を自己契約作業とするよう働き掛けるなど、自己契約作業の機会を積極的に設けると共に、被害者に対し損害賠償債務を負っている受刑者には、こうした自己契約作業に従事するよう積極的に働き掛けるべきです。	154	法務省	自己契約作業は、余暇時間帯等に被収容者が刑事施設の外部の者との請負契約により行う物品の製作その他の作業であり、被収容者が任意に希望する場合に、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがない限り、刑事施設の長が許すものである。また、この趣旨から、現行通達上、外部事業者は、原則として既存の契約企業等から選定しているところ。 他方、拘禁刑導入後における一般の刑務作業を含む矯正処遇は、受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、刑事施設の長の義務として実施するものであるから、（御指摘のように自己契約作業の時間を確保することを目的として、）矯正処遇を行う時間を大幅に短縮するなどの対応には慎重な検討が必要であると考えている。 いずれにしても、自己契約作業については、被収容者の任意で実施されるものであることや、実施できる時間や作業内容も限定されていることを踏まえると、同作業を拡充することのみをもって、直ちに被害弁済につながるとは考えがたく、被害弁済を促進する上では、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）による刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）の趣旨を踏まえ、被害者の心情や置かれた状況等を理解させるための指導を実施するなど、被害弁済の促進に必要な働き掛けを適切に行ってまいりたい。

○ 国民からの要望・意見

要望 番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	令和7年1月時点での関係府省庁の考え方
44	加害者による損害賠償の実現のため、国費が投入される作業報奨金制度の改善の検討よりも、自らの意思と労働によって賠償するための自己契約作業制度の拡充を優先して検討してほしい。	9	法務省	自己契約作業は、余暇時間帯等に被収容者が刑事施設の外部の者との請負契約により行う物品の製作その他の作業であり、被収容者が任意に希望する場合に、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがない限り、刑事施設の長が許すものです。また、この趣旨から、現行通達上、外部事業者は、原則として既存の契約企業等から選定しているところ。 自己契約作業については、被収容者の任意で実施されるものであることや、実施できる時間や作業内容も限定されていることを踏まえると、同作業を拡充することのみをもって、直ちに被害弁済につながるとは考えがたく、被害弁済を促進する上では、先の法改正（令和4年6月・刑法等の一部改正）の趣旨を踏まえ、被害者の心情や置かれた状況等を理解させるための指導を実施するなど、被害弁済の促進に向けた働き掛けを適切に行ってまいります。
46	刑事施設収容中、作業報奨金等を利用した被害弁償の意思を加害者に確認する仕組みを設けてほしい。	9	法務省	刑事施設においては、特別改善指導「被害者の視点を取り入れた教育」等の改善指導を通じて、受刑者に対し、被害者等の被害の回復又は軽減に努めるよう、教育的働き掛けを行っているところです。 こうした教育的働き掛けと共に、作業報奨金の使用目的が被害者等に対する損害賠償への充当である場合等には、刑事収容施設法に基づき、釈放前であってもこれを支給することができることについて周知を図り、受刑者による自発的な被害回復等がなされるように努めてまいります。

【矯正施設収容中の加害者による損害賠償の履行に向けた指導】

○ 有識者からの御意見

番号	御意見の内容		関連する 現行施策	関係府省庁	令和7年1月時点での関係府省庁の考え方
80	假谷 構成員	特別改善指導の受講者が、年間530人というのは少ないのではないか。これにより被害弁償につながった事例はどの程度あるのか。効果検証の結果は公表されているのか。	101 154	法務省	特別改善指導「被害者の視点を取り入れた教育」は、「被害者の命を奪い、又はその心身に重大な被害をもたらすなどの罪を犯し、被害者及びその遺族等に対する謝罪や被害弁償について特に考えさせる必要がある者」を対象として実施しており、R4年度の受講開始人員は530名であった。 もっとも、当該指導の対象とならない者であっても、被害者やその遺族等の被害に関する心情や置かれている状況等を理解させ、罪障感を養うための指導を実施する必要がある者に対しては、一般改善指導として「被害者心情理解指導」を実施しているほか、これら二つの改善指導を受講させる以外にも、被害者等の心情等を理解させるための各種取組も行っている。 以上のように、被害者等の心情等を理解させることなどを目的とした指導や取組を様々なものが想定されることから、特別改善指導「被害者の視点を取り入れた教育」の効果のみによって被害弁償がなされたかどうかを一概にお答え事例を把握することは困難である。加えて、法務省として、特別改善指導の受講者等が被害弁済をした件数については把握していないため、その件数について、お答えすることも困難である。 また、特別改善指導の「被害者の視点を取り入れた教育」については、令和5年度から2か年計画で効果検証に用いる測定ツールの策定など効果検証の方法について検討しており、当該結果に基づき、令和7年度から効果検証のためのデータ収集を実施する予定である。
81	假谷 構成員	被害者等の心情等を理解させるための各種取組としてどのようなことを実施しているか。 「被害者の視点を取り入れた教育」については、単に被害者の話を聞くだけでは、効果のある受刑者と、反発をして逆効果になる受刑者もあるようである。効果検証の方法について、引き続き検討いただきたい。その上で、特別改善指導の具体的な内容や効果についての具体的事例については随時公表されたい。	101	法務省	特別改善指導（被害者の視点を取り入れた教育）及び一般改善指導（被害者心情理解指導）が中心となるところ、これ以外にも、被害者等の心情等の聴取・伝達制度や更生への動機付けを高めることを目的とした一般改善指導（対話）における職員との対話、篤志面接委員との面接、教諭師による教諭等の様々な取組が要因となって、被害者等の心情等の理解が深まることが考えられる。 特別改善指導（被害者の視点を取り入れた教育）においては、犯罪被害者に講話していただくことに加え、受刑者の特性に応じ、グループワーク、個別面接、課題作文等の様々な方法により、被害者等の心情等を認識させ、被害者等に対する謝罪や被害弁償に向けた具体的な行動を考えさせるよう指導している。 特別改善指導（被害者の視点を取り入れた教育）の具体的な内容については、法務省ホームページにおいて、平成18年5月23日付け法務省矯成第3350号矯正局長依命通達「改善指導の標準プログラムについて」を公表しているところであり、当該指導については、令和5年度から2か年計画で効果検証に用いる測定ツールの策定など効果検証の方法について検討しており、当該結果に基づき、令和7年度から効果検証のためのデータ収集を実施する予定である。当該指導の効果の公表については、効果検証の在り方の検討結果を踏まえ、引き続き検討してまいりたい。
116	假谷 構成員	心情等聴取・伝達制度について、利用可能な被害者にもれなく案内をされたい。被害者通知に、利用案内を同封することを検討されたい。6か月に一度の被害者通知。	156	法務省	本年11月から、被害者等通知制度の通知の際に、本制度のチラシを同封する取組を開始したところであるが、本制度の利用を希望する被害者の方々において、制度を知らなかったために利用できなかったという事態が生じないよう、引き続き、適切な制度広報に努め、周知を図ってまいりたい。
117	太田 構成員	心情等聴取・伝達制度について、昨年12月から制度の運用が開始されたばかりであるが、第5次計画の検討の参考とするため、ある程度の段階で事例等について情報提供されたい。	156	法務省	運用を開始した令和5年12月から令和6年11月までの1年間の運用状況等について、本制度ホームページ（ https://www.moj.go.jp/KYOUSEI/SHINJU/information.html ）で公表している。
118	伊藤 構成員	心情等聴取・伝達制度の適切な運用に当たっては、矯正施設単独ではなく、他の機関（民間支援団体や臨床心理士、自助グループ等）とも連携して対応されたい。	156	法務省	関係機関等とも連携しながら、引き続き適切な運用に努めてまいりたい。
119	伊藤 構成員	矯正施設の担当者の二次受傷を防ぐ方策（スーパービジョン体制の構築）についても仕組みを作っておくべきである。	156	法務省	メンタルヘルス相談員の配置などを行っており、引き続き、適切な運用に努めてまいりたい。

○ 国民からの要望・意見

要望 番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	令和7年1月時点での関係府省庁の考え方
170	再犯の防止は被害者支援にも資すると考えられるが、加害者の反省・更生を促すために、被害者の置かれた状況や自身の行為の罪深さを自覚させるための矯正教育に取り組んでほしい。また、加害少年、その家族に対する教育等や加害者相談窓口の設置など、再犯防止の取組を進めてほしい。	101 102 104	法務省	刑事施設及び少年院において実施している「被害者の視点を取り入れた教育」においては、被害者及びその遺族等の被害に関する心情及び置かれている状況について理解し、罪の重さを認識するよう指導しています。引き続き、同指導の充実にも努めてまいります。 また、少年院においては、少年院出院者等の相談に対応しているほか、少年鑑別所（法務少年支援センター）においては、地域の関係機関等の依頼に応じ、例えば、矯正施設出所（院）者の相談や、問題行動のある児童・生徒等の支援に取り組んでいます。引き続き、それらの施策の充実にも努めてまいります。 保護観察所においては、被害者を死亡させ若しくはその身体に重大な傷害を負わせた事件又は被害者に重大な財産的損失を与えた事件による保護観察対象者に対し、犯した罪の大きさを認識させ、再び罪を犯さない決意を固めさせるとともに、被害者等の意向に配慮しながら誠実に対応するよう促すことを目的とした「しよく罪指導プログラム」を実施しています。 また、保護観察対象者の保護者に対しても、対象者の処遇に対する理解・協力の促進や保護者の監護能力の向上を図るための指導・助言を行っています。 なお、地方公共団体における再犯防止の取組も促進してまいります。
230	「刑の執行段階等における犯罪被害者等の心情等の聴取・伝達制度」について、被害者が自らの感情や思いを伝えられるような支援を行うとともに、加害者の言動による二次的被害を防ぐための支援も行う体制を構築してほしい。	154 156	法務省	本制度の運用に当たっては、可能な限り被害者等の方々がお話をしやすい環境を整える必要があることから、被害者等の方々の御意向を十分に踏まえた上で、聴取日時・場所等の調整を行っているほか、被害者等の方々の御希望があれば、聴取時に第三者の同席を認めるなどの対応を行っており、引き続き、被害者等の方々に十分に配慮した運用に努めてまいります。 また、本制度の利用に当たっては、伝達時の受刑者等の反応（当該心情等について述べたこと等）が、必ずしも被害者等の方々の期待する内容とはならないことも想定されることから、被害者等の方々に対しては、制度の利用に先立ち、この点について十分に説明するとともに、伝達時の受刑者等の反応に係る通知の希望の有無については、慎重に確認することとしているところ、御指摘も踏まえ、引き続き、丁寧・慎重な運用に努めてまいります。
231	「刑の執行段階等における犯罪被害者等の心情等の聴取・伝達制度」や「仮釈放等審理における意見等聴取制度」を犯罪被害者等が安心して利用できるよう、犯罪被害者等の精神的状況等を適切に理解し、適切な支援を行うことができる専門性を有する者（精神保健福祉士や弁護士等）の同席等を促進してほしい。	156 158 163	法務省	両制度においては、被害者等の方々と円滑な意思疎通に資する場合や被害者等の方々の不安又は緊張の緩和に資する場合など、同席が相当と認められる場合には、特定の資格者に限ることなく、聴取時に第三者の同席を認める運用としており、引き続き、適切な運用に努めてまいります。
232	「刑の執行段階等における犯罪被害者等の心情等の聴取・伝達制度」について、刑事施設側から付添人の旅費を出してほしい。		法務省	御指摘については、旅費の支給を認める付添人の範囲の明確化が困難であるなどの事情もあり、慎重な検討が必要ですが、被害者等の方々からの御要望があれば、聴取場所を調整したり、オンラインにより聴取を実施するなどし、付添人の方も含めて、可能な限り負担のない運用に努めてまいります。

【保護観察中の加害者による損害賠償の履行に向けた指導】

○ 有識者からの御意見

番号		御意見の内容	関連する 現行施策	関係府省庁	令和7年1月時点での関係府省庁の考え方
11	假谷 構成員	加害者による賠償の実態把握が不十分である。例えば、検察官から事件終了後1年経過後に、賠償がなされているかを問い合わせるなど、実効調査を行われない。また、地方更生委員会における聴取の際に、統計をとることも可能なはず。保護観察条件で、被害者への賠償が記載されているから、賠償をしていない場合に、仮釈放の取り消しを実施するなど。	11	警察庁 法務省	【警察庁】 (前段) 警察庁においては、犯罪被害者等が損害賠償を受けることができる状況の実態等を調査するため令和5年度に「犯罪被害類型別等調査」を実施したところ。今後も、調査の質問内容をはじめとした実施方法等の必要な検討を行いつつ、引き続き実施していく。 【法務省】 (中段) 検察官が刑事手続の終了後に、加害者又は被害者に対して賠償の有無を問い合わせることについては、そのような問合せを行い得る法的根拠をどのように考えるかといった課題もあるため、対応は困難である。 意見等聴取制度とは、加害者の仮釈放等の審理を行う地方更生保護委員会が、被害者から仮釈放等に関する意見等を聴取する制度であり、賠償がなされているか等をお尋ねする制度ではないため、本制度を活用して統計をとることは困難である。 (後段) 保護観察開始前から賠償が実施されている場合や、賠償額が確定していない場合があることなどから、賠償の実施件数等は、必ずしも保護観察における指導の状況を把握するための指標とはならないと考えているが、ご指摘を踏まえ、どのような賠償の実施状況の把握が可能であるか検討してまいりたい。 保護観察において、保護観察対象者に被害者等に対する慰謝の措置をとることを直接特別遵守事項によって義務付けることには以下のような問題があると考えられ、賠償を義務付けることはしていないため、賠償をしていないことを理由に仮釈放を取り消すことは困難である。 ・被害弁償の実施を義務付けた場合は、保護観察対象者の置かれた環境、能力や保護観察期間等によっては、不可能を強いることになるおそれがあり、また、本来は民事手続で解決されるべき債務の履行を、遵守事項違反時の不良措置という威嚇を背景として、強制することとなり得ること ・特別遵守事項は、その違反が不良措置の事由となり得ることから、内容の明確性が求められるところ、被害弁償に努めることを義務付けた場合は、被害弁償に努めたかどうかを認定することが困難であること
82	假谷 構成員	今後の一般遵守事項としての指導が被害弁償につながることを期待する。 加害者に対する指導監督の具体的な内容について明らかにされたい。 被害者等の安全を脅かす事例などはあったのか、あるとすれば、その数は何件くらいか、明らかにされたい。	102	法務省	(被害弁償・指導監督の具体的な内容) 令和5年12月から施行された改正更生保護法において、指導監督の方法として、被害者等の被害を回復又は軽減に誠実に努めるよう必要な指示等の措置をとることが定められたことを踏まえ、保護観察においては、被害者のある犯罪又は非行をした保護観察対象者に対し、その状況等に応じ、被害者等の被害に関する心情や置かれている状況等を理解することや、しよく罪計画を立てその実行に努めること、しよく罪指導プログラムを受けることなどについて生活行動指針を設定し、これに即して生活し及び行動するよう必要な指示等を行うなどの指導監督を実施している。 (被害者等の安全を脅かす事例) お尋ねの件数については把握しておらず、お答えすることは困難である。
84	假谷 構成員	加害者から被害者に対する賠償がされた事例はどの程度あるか。贖罪のためのプログラムが実施されているとは思えない。	104	法務省	保護観察中の者による被害弁償の件数は把握していないものの、保護観察においては、被害者のある重大な犯罪をした保護観察対象者に対し、犯した罪の大きさを認識させ、再び罪を犯さない決意を固めさせるとともに、被害者等の意向に配慮しながら誠実に対応するよう促すことを目的とした「しよく罪指導プログラム」を実施している。 令和4年10月からしよく罪指導プログラムを改定し、内容を充実させるとともに実施対象を拡大したところであり、令和5年は全国で1,502件実施した。
85	假谷 構成員	しよく罪指導プログラムの実施は、重大犯罪に限るとしても犯罪認知件数に比して少ないのではないか。 しよく罪指導プログラムの具体的な内容はどのようなものか。贖罪プログラム実施の効果はあるのか。 贖罪プログラムの実施とその後の被害弁償件数との相関を確認されたい。	104	法務省	しよく罪指導プログラムは、保護観察に付された者のうち、被害者を死亡させ若しくはその身体に重大な傷害を負わせた事件又は被害者に重大な財産的損失を与えた事件により保護観察に付された者、その他被害の状況や被害者感情等を踏まえしよく罪指導プログラムを実施することが必要と判断した者に実施しているものである。 指導プログラムは以下の全4課程で構成されており、各課程の内容は以下のとおりである。 ①自己の犯罪行為やその責任について考えさせること ②被害者等の心情や置かれている状況等を理解させること ③被害者等への謝罪や被害弁償に関する対応や考えについて整理させること ④具体的なしよく罪計画を作成させること 保護観察中の者による被害弁償の件数は把握していないものの、保護観察官は、これら4課程の終了後、実施対象者と面接を行い、その内容を確認し、作成させたしよく罪計画に基づき、被害者等の被害の回復又は軽減に誠実に努めるよう、指導等を行っているところ。 保護観察開始前から賠償が実施されている場合や、賠償額が確定していない場合があることなどから、賠償の実施件数等は、必ずしも保護観察における指導の状況を把握するための指標とはならないと考えているが、ご指摘を踏まえ、どのような賠償の実施状況の把握が可能であるか検討してまいりたい。
122	假谷 構成員	今後保護観察対象者の被害弁償の実態について統計を取っていただきたい。	160	法務省	保護観察開始前から賠償が実施されている場合や、賠償額が確定していない場合があることなどから、賠償の実施件数等は、必ずしも保護観察における指導の状況を把握するための指標とはならないと考えているが、ご指摘を踏まえ、どのような賠償の実施状況の把握が可能であるか検討してまいりたい。

番号	御意見の内容		関連する 現行施策	関係府省庁	令和 7 年 1 月時点での関係府省庁の考え方
123	假谷 構成員	具体的な賠償計画を立てたのは何件か。賠償計画を立てるにあたり、被害者に意向を問いつけているか。聞かないのはおかしいのではないか。賠償計画に則って賠償がされているのか。	162	法務省	保護観察処遇段階における賠償計画に関する件数は把握していないが、令和 5 年にしよく罪指導プログラムを実施した件数は、1,502件である。 保護観察所においては、心情等聴取・伝達制度等により聴取した被害者等の心情等を十分に踏まえつつ、しよく罪計画を立てその実行に努めることを生活行動指針として設定するなどして、被害弁償に向けた指導を行っている。 保護観察官は、例えば、保護観察対象者に対し弁償金の振り込み状況が記録された通帳の提示を求めるなど、必要な実態把握を行いつつ、必要な指導を実施しているところ。
133	武 構成員	保護司や保護観察官の中には、被害者のことは自らの仕事でないという意識を持っている人がいる。これらの人々に対する周知や研修を重ねて実施していただきたい。	198	法務省	令和 5 年12月に改正された更生保護法において、矯正施設収容中の生活環境の調整、仮釈放等審理、保護観察等の同法の規定によりとる措置は、いずれも被害者等の被害に関する心情やその置かれている状況等を十分考慮して行うことが明記された。 こうした規定も踏まえ、地方更生保護委員会及び保護観察所においては、保護観察対象者の処遇に従事する保護観察官に対し被害者等の心情等の理解に資する研修を実施しているほか、保護司に対しても、同様の研修の機会を設けることなどに配慮することとしており、こうした研修を引き続き適切に行ってまいりたい。 また、保護観察所に配置されている被害者担当の保護観察官及び保護司に対する研修において、犯罪被害者等やその支援に携わる実務家による講義、事例研究及び犯罪被害者等支援に関する実践的技能を修得させるための演習等を実施しているところ、被害者担当以外の職員にも当該研修の聴講を案内しているところである。

○ 国民からの要望・意見

要望 番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	令和 7 年 1 月時点での関係府省庁の考え方
45	加害者による損害賠償の実現のため、保護観察制度を弾力的に活用することを検討してほしい。		法務省	保護観察所においては、被害者を死亡させ若しくはその身体に重大な傷害を負わせた事件又は被害者に重大な財産的損失を与えた事件による保護観察対象者に対し、犯した罪の大きさを認識させ、再び罪を犯さない決意を固めさせるとともに、被害者等の意向に配慮しながら誠実に対応するよう促すことを目的とした「しよく罪指導プログラム」を実施するとともに、面接等により、被害弁償の履行状況等を疎明資料等によって把握し、被害者等の被害の回復又は軽減に誠実に努めるよう指導しています。

【加害者が自ら損害賠償を履行するに当たっての実際上の課題への対応】

○ 国民からの要望・意見

要望 番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	令和 7 年 1 月時点での関係府省庁の考え方
47	刑事施設収容中や出所後に加害者が損害賠償の支払いを申し出る場合の連絡先を加害者に提供する仕組みを設けてほしい。	9	法務省	心情等聴取・伝達制度により、被害者等の希望があった場合に、被害者等の連絡先を加害者に伝達することが可能です。 現行法令上も、信書の発受等の外部交通を通じて、被害者等の方々において、加害者に対し連絡先を教示することは可能であり、引き続き、二次的被害等にも十分に留意しながら、適切な外部交通の運用に努めてまいります。

論点2 加害者による損害賠償責任の履行促進及び損害賠償請求等の負担軽減

- 損害賠償の履行確保に向けた制度の見直しや各種負担の軽減
 - ・ 損害賠償命令制度及び刑事和解制度の活用状況
 - ・ 時効の更新に関する負担軽減
 - ・ 第三者からの情報取得手続（改正民事執行法）の活用状況
 - ・ 先取特権の付与や執行手続の負担軽減（ワンストップ化）
 - ・ その他負担の軽減（印紙代等）

■ **議論の観点** ※効率的に議論を行っていただくために事務局で記載したものであり、議論に制約を設けるものではありません。

- 賠償額の確定や債務名義の取得などに当たって、犯罪被害者等の負担をどのように軽減するか。
（既存の制度の活用状況をどのように評価するか、どのように制度の周知を図り、利用可能な制度を確実に利用してもらうか、など）
- 時効の更新についての手続的・金銭的・精神的負担を指摘する意見が多いが、どのようにその負担を軽減するか。
（例えば、再提訴が負担である、矯正施設収容中の加害者に頭を下げて債務承認を得なければならない、加害者の居所が分からない、といった声があるが、どのような対応が可能か。また、現行制度における負担の少ない方法をいかにして周知するか。）
- 民事執行手続に関する近時の制度改正は犯罪被害者等にとって利用しやすいものになっているか。また、利用してもらうためにどのような施策が講じられるか。
- 養育費について認められているような特例的な取扱いを犯罪被害に係る損害賠償債権について認めることは可能か。
- 上記を含め、印紙代など、金銭的・手続的負担としてどのようなものがあり、また、その負担を軽減する方法としてどのような施策が講じられるか。

■ 前回までの会議における主な御意見

- 損害賠償命令制度の活用状況が横ばい又は減少している状況をどのように評価するか。広報されておらず、活用されていないということはないか。
- 再提訴すること以外にも、より負担がない方法で時効の更新ができることを周知し、活用してもらうべきではないか。
- 心情等の聴取・伝達制度の過程の中で、刑事施設の職員や保護観察官が、加害者による債務承認等の援助をすることはできないのか。
- 債権は一律に同じ取扱いをするのが基本的な民事法の考えであったが、近時の傾向として、特定の債権については、実態に即して特別な取扱いがなされることが増えてきていると言える。損害賠償請求権についても、複数の法律の中で特別な取扱いがされている。
- 損害賠償については、相談できる弁護士が必要である。

本論点に関連する令和6年7月の第44回会議に際していただいた有識者からの御意見と国民からの要望・意見

【損害賠償命令制度及び刑事和解制度の活用状況】

○ 有識者からの御意見

番号	御意見の内容		関連する 現行施策	関係府省庁	令和7年1月時点での関係府省庁の考え方
4	假谷 構成員	周知しているというが、損害賠償命令制度の実数が上がっておらず、利用されていない。実効的な施策を求める。テレビコマーシャル、ウェブ等も含め。	3	法務省	損害賠償命令の申立て件数の推移の理由については、個別の事案ごとに異なるものと考えられ、法務省としては一概にこれを申し上げることは困難である。 その上で、一般論として申し上げれば、金銭的な賠償については、パンフレットやウェブサイトへの掲載による一般的な制度の周知に加え、個々の事案に応じて、被害者に対して、損害賠償命令制度を始めとする各種制度の概要や手続について説明を実施することが、被害者等の要望に沿ったより効果的な支援につながるものと考えている。 検察当局は、損害賠償命令制度の対象となり得る事案の被害者に対しては、個々の事案に応じて、制度の概要や手続について説明するなどの配慮をしているものと承知している。
5	假谷 構成員	刑事損害賠償命令制度は、令和5年の終局件数が282件、令和4年が281件、令和3年が344件と、横ばい又は減少している。他方、被害者参加があった終局件数は、令和5年が1051件、令和4年が1052件、令和3年が1022件であり、過失犯が除かれるとしても利用件数が少なすぎるのは、十分に広報されず、知らされていないからではないか。 (犯罪被害類型別等調査「調査結果用速報」p59には、どのような手続きをとればよいかわからなかったからが32.5%に上っている。)	3	法務省	損害賠償命令の申立て件数の推移の理由については、個別の事案ごとに異なるものと考えられ、法務省としては一概にこれを申し上げることは困難である。 その上で、一般論として申し上げれば、金銭的な賠償については、パンフレットやウェブサイトへの掲載による一般的な制度の周知に加え、個々の事案に応じて、被害者に対して、損害賠償命令制度を始めとする各種制度の概要や手続について説明を実施することが、被害者等の要望に沿ったより効果的な支援につながるものと考えている。 検察当局は、損害賠償命令制度の対象となり得る事案の被害者に対しては、個々の事案に応じて、制度の概要や手続について説明するなどの配慮をしているものと承知している。

【時効の更新に関する負担軽減】

○ 有識者からの御意見

番号	御意見の内容		関連する 現行施策	関係府省庁	令和7年1月時点での関係府省庁の考え方
17	太田 構成員	犯罪者に対し損害賠償債権を有している被害者に対しては、損害賠償債権の消滅時効の成立を防ぐため、犯罪者に損害賠償債務を承認させることにより、再提訴せずとも、時効の更新ができることを広く広報すべきです。受刑者に対し損害賠償債権を有している被害者については、受刑者に対し債務の存在を承認させることを望む場合、刑事収容施設法84条の2を根拠として、受刑者が債務承認書に署名捺印して郵便で被害者に送るように指導するか、又は被害者心聴聴取及び伝達の被害者への結果報告の一環として受刑者が債務を承認した旨の報告するなどの方法により、債務の承認を援助することが望ましいと考えます。加害者が保護観察中は、更生保護法57条1項5号に基づいて、保護観察官がこうした指導をすべきであると考えます。	154 162	法務省	(前段) 時効制度については、平成29年民法改正により大幅な見直しが行われたところであるが、再度の訴えの提起がされた場合や、加害者の財産に対する差押えがされた場合のほか、権利の承認があった場合に、その時から時効期間が新たに進行を始めることは、従前のとおりである。法務省においては、平成29年民法改正後の消滅時効の規律について説明した資料をホームページで公開しているほか、消滅時効制度の趣旨や承認による時効の更新等を紹介するマンガを作成してこれを配布するなどしてきたところである。 (中段) 刑事施設においては、民事上の対応を強制することはできないことから、指導であっても、御指摘のような民事上の手続に関する事項については、どこまで具体的に指導すべきかについては、慎重に検討する必要がある。 また、被害者等の心情等の聴取伝達制度において、御指摘のとおり、伝達結果通知の一環として、受刑者が債務についての意思を表明した場合には、その旨を通知することは可能であるものの、この通知が、民事上の権利の承認に該当するかどうかは個別事情に照らして判断されるべき事柄であり、法務省として、一概にお答えが困難であることを御理解いただきたい。 いずれにしても、法務省としては、改善指導などを通じて、被害者等の被害の回復又は軽減に努めるよう教育的働き掛けを行い、自発的な被害回復等がなされるように努めてまいりたい。 (後段) 御指摘の更生保護法第57条第1項第5号が新設され、保護観察における指導監督の方法として「被害者等の被害の回復又は軽減に誠実に努めるよう、必要な指示その他の措置」をとることが明記されたことから、これに基づき、保護観察対象者に対し、犯した罪の重さを認識させ、被害者等の心情等への理解を促すとともに、しよく罪計画等に沿って被害者等への賠償等に誠実に取り組むよう指導することはもとより可能であるが、当該規定が設けられたことを踏まえても、債務の承認等の民事上の権利利益に関する手続についてまで、刑事司法の枠組みにおける権力的作用によって具体的に指導することは、慎重に検討する必要がある。 保護観察においては、しよく罪指導プログラムの実施等の指導監督を通じ、保護観察対象者に対し被害者等の心情や置かれている状況等を理解させ、自発的な被害回復等がなされるよう、保護観察官による指導を適切に実施してまいりたい。 なお、被害者等の心情等聴取伝達制度において、伝達結果通知の一環として、保護観察対象者が債務についての意思を表明した場合には、その旨を被害者等に通知することは可能であるものの、この通知が、民事上の権利の承認に該当するかどうかは個別事情に照らして判断されるべき事柄であり、法務省として、一概にお答えが困難であることを御理解いただきたい。
18	武 構成員	判決から10年後、未払いの加害者に対して、再提訴するときの弁護士や費用の支援がほとんどない。被害者が未払いの加害者に対して直接、連絡を入れたり請求したりすることでトラブルが起こる。そのことで、自分を責めたり加害者の態度や言動で傷つけられている。この問題が解決しないと被害回復はなかなかできない。国が立て替え払いをして、その後、加害者から絶対に回収するというのを考えて欲しい。被害者が苦勞しながら費用もかけて加害者に請求し続けている人は、金額はまちまちではありますが、加害者が支払っている。でも、動けない被害者の場合は、ほとんどが支払われていない。被害者個人でも動くと思わせることが出来ているのだから、国は、加害者からの回収は期待できないからというのではなく、きちんと加害者から回収すること考えて欲しい。被害者自身で動いている人たちは、命を削って動いているように感じるので早急に考えて欲しい。		◎警察庁 法務省	いわゆる立替払制度については、これまでも制度の創設を求める声があり、有識者検討会においても議論がなされたが、制度趣旨の考え方、国の有する責任と加害者の責任との関係等の様々な課題が指摘されているところ。 しかしながら、犯罪被害者等が犯罪被害に起因する様々な影響を受け、経済的にも様々な困難に直面しており、また、加害者からの損害賠償を十分に受けることができない現状にあることから、加害者の損害賠償責任をいかにして履行させるかということを含め、犯罪被害者等の損害を回復し、犯罪被害者等を経済的に支援するための取組について、引き続き具体的な施策を講じるとともに、犯罪被害者等施策に関係する府省庁が連携し、政府全体として検討してまいりたい。 なお、犯罪被害者等施策の各種支援の充実・強化やその財源については、第4次犯罪被害者等基本計画の見直しにおける論点の1つとして、御要望も踏まえて、専門委員会会議において御議論いただくのが適当ではないかと考えているところ。

○ 国民からの要望・意見

要望 番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	令和7年1月時点での関係府省庁の考え方
36	犯罪被害者の加害者に対する損害賠償債権が判決で確定しても、10年で時効となってしまう、時効を更新するために再提訴などの手続が必要である。これについて、費用負担に対する支援のほか、そもそも時効を撤廃することや債務者が受刑中は時効の進行を停止することなど、負担軽減策を検討してほしい。		◎法務省 警察庁	時効の更新をするために必要な費用負担に対する支援の点については、法テラスの民事法律扶助制度を利用することが可能です。 また、消滅時効の点については、平成29年の民法の改正により財産開示手続が時効の更新事由として明記されたことで、一度確定判決を得れば、その後は改めて訴えを提起せずとも財産開示手続（債権額にかかわらず手数料2000円で申立て可能）により時効を更新させることができるようになるなど、時効の更新手続の負担が軽減されています。なお、一定の債権について消滅時効そのものを撤廃すること等は、消滅時効制度の趣旨に照らして困難です。 その上で、負担の少ない手続をどのように案内していくかを含め、犯罪被害者の負担軽減に向けて何ができるかについては、専門委員等会議における御議論も踏まえて、検討してまいります。

【先取特権の付与や執行手続の負担軽減（ワンストップ化）】

○ 国民からの要望・意見

要望 番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	令和7年1月時点での関係府省庁の考え方
42	生命身体に対する犯罪による損害賠償に係る債務主義については、他の債務に優先して被害者への賠償が行われるよう、先取特権を付与してほしい。		法務省	先取特権は、債務者の財産から他の債権者に優先して自己の債権の弁済を受けることができるという担保権です。 先取特権による債権の回収は、債務者に一定の資力があることを前提とするところ、犯罪の加害者については資力がない場合も多く、このような場合、結局執行不能となることから、不法行為に基づく損害賠償請求権に先取特権を付与することについては、これによる実効性の有無等を慎重に検討する必要があります。これに対応することは困難と考えられます。

【その他負担の軽減（印紙代等）】

○ 国民からの要望・意見

要望 番号	要望事項	関連する 現行施策	関係府省庁	令和7年1月時点での関係府省庁の考え方
35	損害賠償に係る民事訴訟について、 ・訴訟提起時や時効更新のための再提訴に印紙代の負担がかかる ・損害賠償命令制度を利用した場合、かえって通常の民事訴訟手続よりも印紙代がかかる場合がある ・損害賠償命令制度を利用したにもかかわらず、加害者の不服申立てで通常の民事訴訟に移行した場合、被害者が手数料を負担させられている など、被害者に費用負担が生じていることから、印紙代を不要とするなど、被害者が負担する費用を軽減する方策を検討してほしい。		法務省	損害賠償命令事件において、裁判所は訴因に係る不法行為ごとに審理を進め、損害額を決することが予定されており、これにより申立人の受ける利益や裁判所の負担も訴因ごとに異なるものと考えられることから、1個の訴因に対応する申立てを基準に手数料を算出することとしています。このような制度趣旨を超えてまで申立手数料を申立て1件ごととし、申立手数料の減額を認めることは、厳しい財政事情の下で国費支出の合理性の観点から慎重に検討すべきと考えます。 また、通常の民事訴訟に移行した際の手数料を被害者側が納付することとされているのは、異議の申立てにより民事訴訟法上の訴えの提起があったものとみなされ、通常の民事訴訟を起こした場合と同様に、解決を求める被害者側がまず手数料を支払うこととすべきであると考えられたことによります。 民事訴訟における訴えの提起に要する手数料は、裁判制度を利用する者にその制度の運営費用の一部を負担していただくことが、制度を利用しない者との対比において負担の公平にかなうものであること等を考慮して定められています。 犯罪の被害を受けた方について、訴えの提起に要する手数料を無料にすることについては、上記の観点から慎重に検討する必要があります。 なお、訴訟の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者などに対しては、訴訟救助の制度が存在し、これが認められれば、訴えの提起に要する手数料を裁判所に予納する必要はありません。また、民事法律扶助の要件を満たす場合には、法テラスによる援助制度の対象となり得ます。

論点2 加害者による損害賠償責任の履行促進及び損害賠償請求等の負担軽減

- 犯罪被害者等の損害回復にも配慮した犯罪被害給付制度における債権管理の在り方

議論の観点 ※効率的に議論を行っていただくために事務局で記載したものであり、議論に制約を設けるものではありません。

- 現行制度の中で法令に基づき債権管理をするに当たって、犯罪被害者等の損害回復、加害者の責任履行といった観点を踏まえて、どのような配慮があり得るか。

本論点に関連する国民からの要望・意見

要望番号	要望事項	関連する現行施策	関係府省庁	令和7年1月時点での関係府省庁の考え方
56	犯罪被害者等給付金の給付によって国に損害賠償債権が移転するところ、国が持つ各種情報を活用し、より徹底して加害者から回収を行ってほしい。その際、被害者にも通知されれば、被害者の債権回収にも資する。	13	警察庁	犯罪被害者等給付金の支給に伴い取得する損害賠償請求権求償権については、国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）が求める「財政上最も国の利益に適合する」処理をすることに加え、被害者の損害回復や加害者の責任履行にも配慮した運用の在り方を検討してまいります。